

四半期報告書

(第12期第2四半期)

イー・アクセス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	3
3【関係会社の状況】	4
4【従業員の状況】	4
第2【事業の状況】	5
1【生産、受注及び販売の状況】	5
2【事業等のリスク】	6
3【経営上の重要な契約等】	6
4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3【設備の状況】	11
第4【提出会社の状況】	12
1【株式等の状況】	12
2【株価の推移】	41
3【役員の状況】	41
第5【経理の状況】	42
1【四半期連結財務諸表】	43
2【その他】	67
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	68

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月11日
【四半期会計期間】	第12期第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	常務執行役員兼経理本部長 山中 初
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	常務執行役員兼経理本部長 山中 初
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 第2四半期連結 累計期間	第12期 第2四半期連結 累計期間	第11期 第2四半期連結 会計期間	第12期 第2四半期連結 会計期間	第11期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	42,784	83,050	21,368	48,150	83,067
経常利益 (百万円)	4,156	3,374	2,337	3,473	10,828
四半期(当期)純利益 (百万円)	729	1,516	267	1,735	4,148
純資産額 (百万円)	—	—	11,273	69,770	13,155
総資産額 (百万円)	—	—	112,746	371,887	86,864
1株当たり純資産額 (円)	—	—	5,669.96	19,419.04	6,981.37
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	449.27	566.74	155.35	484.33	2,762.06
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	57.90	559.95	—	469.89	2,170.49
自己資本比率 (%)	—	—	9.5	18.8	14.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,502	24,045	—	—	14,872
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,347	△26,241	—	—	△3,999
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△18,976	11,878	—	—	△53,303
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	57,720	70,576	26,110
従業員数 (名)	—	—	418	1,116	404

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 第11期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、潜在株式調整後の計算結果が純損失となるため、記載しておりません。

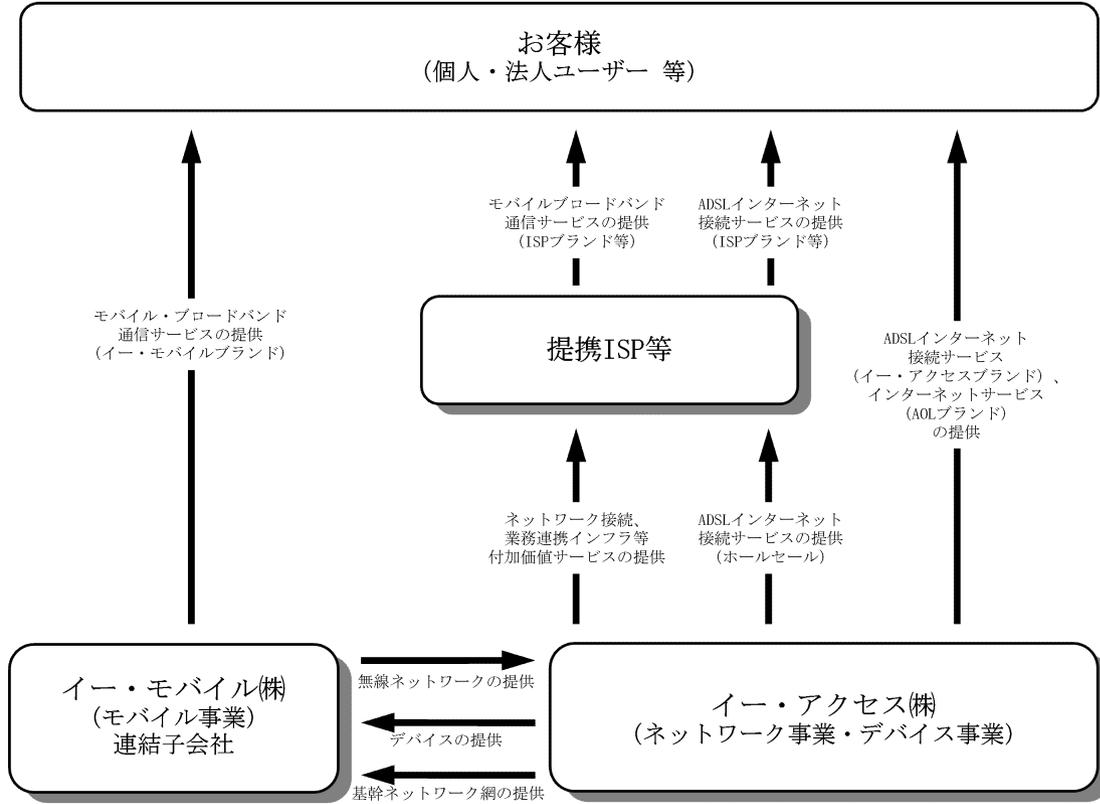
4 当社は、平成22年6月に開催いたしました当社及びイー・モバイル株式会社（以下、「イー・モバイル」といいます。）両社の株主総会決議を経て、平成22年7月1日にイー・モバイルを株式交換により完全子会社といたしました。「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上はイー・モバイルが当社を取得したのものとする「逆取得」に該当するため、平成22年7月1日以降の当社の連結財務諸表はイー・モバイルの財務諸表が基準となっております。これに伴い当第1四半期会計期間末まで、当社の連結子会社としていた株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合は、会社の規模（総資産及び利益剰余金）、グループ業績への影響割合（売上高及び四半期純損益）、将来性等を勘案して、四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。そのため、当第2四半期連結累計期間の業績は、イー・モバイルの第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日）6ヶ月分の業績に、当社の第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日）3ヶ月分の業績を連結した金額となっております。その結果、前連結会計年度の連結財務諸表の連結会計年度末残高と、当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の期首残高及び、前連結会計年度の連結財務諸表の数値と当第2四半期連結累計（会計）期間の四半期連結財務諸表の数値との間には連続性がなくなっております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

当社は、平成22年6月に開催いたしました当社及びイー・モバイル両社の株主総会決議を経て、平成22年7月1日にイー・モバイルを株式交換により完全子会社化し、当第2四半期会計期間より連結の範囲に含めております。これにより当社の子会社である株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合は、会社の規模（総資産及び利益剰余金）、グループ業績への影響割合（売上高及び四半期純損益）、将来性等を勘案して、四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

事業系統図は、次のとおりであります。



3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間末において、関係会社の状況は次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
連結子会社 イー・モバイル株式会社 (注) 1、2	東京都港区	94,254	モバイル事業	100	モバイル・ブロードバンド通信サービス提供における事業連携及び役員の兼任2名
非連結子会社 株式会社カルティブ (注) 3	東京都港区	57	投資事業組合の運営 及び管理等	54.6	役員の兼任1名
非連結子会社 CV1投資事業有限責任組合 (注) 3、4	東京都港区	936	投資事業組合	32.4 (0.4)	ベンチャー企業への投資

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 平成22年7月1日にイー・モバイルを株式交換により完全子会社化したため、同日付でイー・モバイルは当社の持分法適用関連会社から連結子会社となりました。また、イー・モバイルは当社の特定子会社であります。

3 当社の子会社である株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合は、会社の規模（総資産及び利益剰余金）、グループ業績への影響割合（売上高及び四半期純損益）、将来性等を勘案して、四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

4 議決権の所有割合欄の（内書）は間接所有割合であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（名）	1,116(974)
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、正社員数は平成22年9月30日現在の人員数を、臨時従業員数は当第2四半期連結会計期間の平均人員数を（ ）外数で記載しております。

また、当社グループからグループ外への出向者（77名）は除いております。

当第2四半期連結会計期間において、従業員数が727名、臨時従業員数が941名、それぞれ増加しておりますが、これはモバイル事業を営むイー・モバイルが持分法適用関連会社から連結子会社に異動したことによります。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（名）	378(29)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員数であり、当社から子会社イー・モバイルへの専任出向者736名及び日本エリクソン株式会社、大明株式会社、株式会社コミュニチュア、社団法人移動通信基盤整備協会への専任出向者77名を除いております。臨時従業員数は当第2四半期会計期間の平均人員数を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しておりますが、「モバイル事業」「ネットワーク事業」「デバイス事業」については、セグメント区分に与える影響が無いため、前年同期比較を行っております。

(1) 生産実績

当社グループは、サービスの提供にあたり製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

(2) 仕入実績

当第2四半期連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
モバイル事業	2,153	—
デバイス事業	1,957	△24.8
セグメント間の内部仕入高	△2,153	—
合計	1,957	△24.8

(注) 1 金額は外部仕入先よりの仕入高とセグメント間の内部仕入高の合計であります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 平成22年6月30日以前はモバイル事業を営むイー・モバイルが持分法適用関連会社であったため、モバイル事業の前年同四半期比については記載しておりません。

(3) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(4) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
モバイル事業	34,499	—
ネットワーク事業	15,688	△14.2
デバイス事業	2,188	△30.2
セグメント間の内部売上高	△4,225	—
合計	48,150	125.3

(注) 1 金額は外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高の合計であります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 平成22年6月30日以前はモバイル事業を営むイー・モバイルが持分法適用関連会社であったため、モバイル事業の前年同四半期比については記載しておりません。

4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
ソフトバンクモバイル株式会社	—	—	6,038	12.5
KDDI株式会社	5,832	27.3	4,784	9.9
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	3,676	17.2	2,910	6.0
イー・モバイル株式会社	4,629	21.7	—	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

ADSL回線の卸売を主たる事業とする当社（イー・アクセス）及びモバイルブロードバンドサービスを提供するイー・モバイルは、平成22年6月に開催いたしました両社の株主総会決議を経て、平成22年7月1日に当社がイー・モバイルを株式交換により完全子会社といたしました。「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上はイー・モバイルが当社を取得したものとす「逆取得」に該当するため、平成22年7月1日以降の当社の連結財務諸表はイー・モバイルの財務諸表が基準となります。

当第2四半期連結会計期間における当社グループにおいては、当社はADSL契約数の減少に伴い減収傾向にあるものの、イー・モバイルは、携帯ゲーム機や携帯音楽端末、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及に伴い、3G一体型モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi（ポケットワイファイ）」を中心とした販売により契約数を伸ばし、売上高を拡大しております。当四半期連結会計期間よりイー・モバイルの売上高が加わったことにより、売上高は48,150百万円となり前年同期比で26,782百万円（125.3%）増加いたしました。利益面においては、売上高の増加に伴い、営業利益は6,076百万円となり前年同期比で614百万円（11.2%）増加、経常利益は3,473百万円となり前年同期比で1,135百万円（48.6%）増加となりました。四半期純利益も、イー・モバイルの業績が大きく改善したことにより1,735百万円となり、前年同期比で1,468百万円（549.3%）増加となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① モバイル事業

(単位：百万円)

	前第2四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間	比較増減	%
売上高	—	34,499	—	—
セグメント利益又は営業利益	—	1,728	—	—

	前第2四半期	当第2四半期	比較増減	%
純増契約数(千契約)	225.4	203.5	△21.9	△9.7
累計契約数(千契約)	1,897.7	2,740.8	843.1	44.4
ARPU(円/月)	3,310	3,250	△60	△1.8
月次解約率(%)	1.10	1.29	—	—

※ ARPU：1契約当たりの平均収入(10円未満四捨五入)

平成22年6月30日以前はモバイル事業を営むイー・モバイルが持分法適用関連会社であったため、前第2四半期連結会計期間のモバイル事業のセグメント業績については記載しておりません。

モバイル事業においては、量販店におけるノート型パソコンやネットブックとデータカードの組み合わせのみならず、携帯ゲーム機や携帯音楽端末、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及に伴い需要が拡大している「Pocket WiFi」を中心に販売施策を展開いたしました。これらにより、平成22年9月末現在における累計契約数は274.1万契約となり、前年同期末比で84.3万契約(44.4%)増加いたしました。また、平成22年9月末現在の全国人口カバー率は91.6%となっております。

契約数の順調な伸びに伴い、第2四半期連結会計期間における売上高は34,499百万円、セグメント利益は1,728百万円となりました。

契約数

当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日)の新規契約数から解約数を差し引いた純増契約数は20.4万契約となりました。前年同期はネットブックとデータカードのセット販売により純増契約数は高い水準となりましたが、当第2四半期連結会計期間においても量販店及びモバイルブロードバンド回線の卸売において「Pocket WiFi」を中心に契約数を伸ばしました。

ARPU

当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日)のARPUは、前年同期の3,310円から60円減少し3,250円となりました。これは主に、第2四半期に月額基本使用料の割引キャンペーンを行ったことに加え、初期費用値引きと月額料金を抑えた契約種別の割合が増加したことによるものです。

解約率

当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日)の解約率は1.29%となり、前年同期から0.19%上昇いたしました。これは主に、2年間の長期契約割引期間の経過に伴い、一部の顧客による解約が生じたことによるものです。

② ネットワーク事業

(単位：百万円)

	前第2四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間	比較増減	%
売上高	18,290	15,688	△2,602	△14.2
セグメント利益又は営業利益	5,213	4,580	△633	△12.1

	前第2四半期	当第2四半期	比較増減	%
ADSL累計契約数(千契約)	2,439	2,118	△321	△13.2
ADSL ARPU(円/月)	2,022	1,966	△56	△2.8
ADSL 月次解約率(%)	1.67	1.91	—	—

※ARPU：1契約当たりの平均収入（1円未満四捨五入）

ネットワーク事業においてはADSL契約数の減少が続いており、提携するISP・パートナー企業と連携して新規顧客の獲得及び解約抑止に努めましたが、解約数が新規契約数を上回ったことにより、平成22年9月末現在ADSL累計契約数は211.8万契約となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は15,688百万円となり前年同期比で2,602百万円（14.2%）減少し、セグメント利益は4,580百万円となり前年同期比で633百万円（12.1%）減少となりました。

③ デバイス事業

(単位：百万円)

	前第2四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間	比較増減	%
売上高	3,134	2,188	△946	△30.2
セグメント利益 又は営業利益	249	31	△218	△87.6

デバイス事業においては、主な端末提供先であるイー・モバイルの新規契約が「Pocket WiFi」を中心に伸びたことから端末出荷台数が増加いたしました。データカードの端末価格低下の影響により売上高が減少いたしました。このため、当第2四半期連結会計期間の売上高は2,188百万円となり前年同期比で946百万円（30.2%）減少し、セグメント利益は31百万円となり前年同期比で218百万円（87.6%）減少となりました。

(2) 財政状態の分析

前述のイー・モバイルとの経営統合により当第2四半期連結会計期間より前連結会計年度との連続性がなくなっているため、前連結会計年度との比較は省略しております。

当第2四半期連結会計期間末の総資産は371,887百万円となりました。これはイー・モバイルの総資産に平成22年6月30日時点の当社総資産の時価評価額を取り込み、当第2四半期連結会計期間の変動額を反映したものであります。負債は302,118百万円となりました。これはイー・モバイルの負債に平成22年6月30日時点の当社負債の時価評価額を取り込み、当第2四半期連結会計期間の変動額を反映したものであります。純資産は69,770百万円となりました。これはイー・モバイルの純資産額に当社がイー・モバイルと株式交換を実施したことによる変動額を加算し、当第2四半期連結会計期間の変動額を反映したものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

前述のイー・モバイルとの経営統合により当第2四半期連結会計期間より前連結会計年度との連続性がなくなっているため、前連結会計年度との比較は省略しております。

平成22年7月1日以降の当社連結財務諸表は、逆取得の会計処理によりイー・モバイルの財務諸表が基準となっております。そのため、当第2四半期連結会計期間の現金及び現金同等物の期首残高は、イー・モバイルの第1四半期会計期間末の残高となっております。

当第2四半期連結会計期間の現金及び現金同等物の四半期末残高は、イー・モバイルの第1四半期会計期間末残高の77,527百万円より、当第2四半期連結会計期間の増減額18,534百万円の支出、株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額11,583百万円を加えた70,576百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは16,425百万円の収入となりました。この主な内容は、税金等調整前四半期純利益3,428百万円、非資金取引である減価償却費8,551百万円、商品等のたな卸資産の減少による増加839百万円、未収入金等のその他の資産の減少による増加3,930百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは14,502百万円の支出となりました。これは主にモバイル事業における設備投資による支出であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは20,456百万円の支出となりました。この主な内容は、長期借入金の返済による支出14,083百万円、自己株式の取得による支出2,822百万円、配当金の支払い2,679百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社にとって最大化すべき企業価値とは株主の利益そのものであり、その実現のためには少数株主や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求される公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかねばならないと考えております。

よって、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値最大化の観点から十分な検討を行うことが当社企業価値の最大化に資すると考えております。

当社は、従前より社外取締役が過半数を占める取締役会を設置し、透明なコーポレート・ガバナンスの確保に努めており、重要提案行為等を目的とする当社株式取得行為があった場合には、株主の利益確保のため積極的な情報収集とその適切な開示に努めてまいります。これらの取組みにより、中長期的な企業価値向上を重視した経営が可能となり、上記基本方針が実現するものと考えております。

(6) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は108百万円であります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、『起業家精神をもって市場を創造し、全ての人へブロードバンドライフを提供すること』を目指し、平成11年の創業以来ADSL事業者の草分けとして高速インターネットアクセスサービスを提供してまいりました。日本が世界有数のブロードバンド先進国へと成長したことに対しては当社が大きく貢献したものと自負しております。しかしながら、当社が平成12年から事業を行っているADSLの市場は平成18年から縮小傾向となったため、平成17年には子会社のイー・モバイルを立ち上げ、日本のモバイル・ブロードバンド市場の成長を牽引し、急成長を遂げた同市場において順調にシェアを獲得してまいりました。イー・モバイルは、平成19年3月に開始したデータ通信サービスに続けて平成20年3月には音声通信サービスを開始し、サービス開始から3年半で加入者数を274.1万契約に拡大しております。今後も引き続き新事業拡大に積極的に取り組んでいくことが必要と考えております。

また、政権交代による通信政策への影響や通信・放送における事業領域の融合など、様々な変化は複雑に絡みながら加速しつつあり、経営環境の不確実性が増しております。これらの変化に対し迅速かつ柔軟に対応することが、当社グループに求められていると認識しております。

一方で、米国の金融危機に端を発した経済不況は長期化の様相を強めており、経営環境は非常に厳しいものがあります。製造業や小売業に比して通信業界への影響は現時点では限定的であり当社業績も堅調に推移しておりますが、先手を打ち積極的な経営改善に取り組むことが喫緊の課題であると認識しております。このために全社的な業務効率向上とコスト削減に向けた施策を推し進めるとともに、成長分野への経営資源の重点的な再配分を実施することが必要と考えております。

上記の問題認識を踏まえ、対応する施策として現在当社グループは以下の課題に積極的に取り組んでおります。

① イー・モバイルとの経営統合によるグループ全体の成長の実現

当社は、平成22年6月に開催いたしました当社及びイー・モバイル両社の株主総会決議を経て、平成22年7月1日にイー・モバイルを株式交換により完全子会社といたしました。

当社は、ブロードバンド市場で固定通信とモバイル通信の融合を図り、モバイル事業の成長を加速させることが当社グループ全体の成長の鍵であるとの理念の下、それを実現させるために、当社のキャッシュ・フロー及び財務基盤を活かしてイー・モバイルの事業の成長をさらに強化し、当社とイー・モバイルが持つ通信ネットワークの統合、販売チャネルの統合、グループとしての効率的な設備投資などの戦略的統合をはかることが、重要な取り組みであると判断しております。イー・モバイルと経営統合することで一体となったグループ経営により、固定通信とモバイル通信を融合しながら多様で革新的な取り組みを実行してまいります。

② 収益力向上とシェアの増加、事業の拡大

ADSL回線の契約数は市場全体として純減に転じておりますが、昨今の経済情勢を反映し家庭向けの低価格ブロードバンド・インフラには根強い需要があります。当社グループは、引き続きADSL回線の契約獲得を推進するとともに解約抑止に努め、市場シェアを高めながら一層のコスト削減を実施し高収益を確保いたします。また、モバイル・ブロードバンド市場において、イー・モバイルが他社に先駆けた新製品や新サービスの投入及び付加価値サービスの拡大により加入者数と売上を拡大することを、グループとして推進してまいります。

③ 組織体制の充実と人材育成、組織文化の醸成

急速に発展する事業運営を支える組織や業務プロセスの構築と人材の育成を進めます。その上で、企業グループ全体としての効率的な経営、迅速な意思決定、堅実なコーポレート・ガバナンス体制の実現に積極的に取り組んでまいります。また、業務効率向上により生じた人員を成長分野であるモバイル事業へ段階的にシフトさせることにより、雇用を維持しつつグループの活性化を実現いたします。更に、企業理念を達成するための指針に立ちかえり、革新的なベンチャー精神を維持しつつ、高いコスト意識と経営効率に裏打ちされた競争力の下で、お客様第一主義に徹し高品質のサービスを提供する意欲に溢れた企業となるように、全社一丸となり努めます。

以上のように、当社はグループ一丸となって経営課題の実現に注力し、持続的発展の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

平成22年7月1日よりイー・モバイルが連結子会社となったため、以下の設備が増加しております。

(平成22年9月30日現在)

会社名	事業所名	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数（名）	
				構築物	機械設備	無線通信設備	ソフトウェア（注）1	設備設置負担金	その他（注）1		合計
イー・モバイル(株)	本社（東京都港区）	モバイル事業	通信設備等	15,358	1,356	98,576	35,250	13,245	8,099	171,884	738
			本社設備	0	0	0	30	0	315	345	

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、主に建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、建設仮勘定の合計であります。また「ソフトウェア」にはソフトウェア仮勘定が含まれております。

2 金額には消費税を含めておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、イー・モバイルが連結子会社となったことにより、新たに確定した重要な設備の新設の計画は以下のとおりであります。

(平成22年9月30日現在)

会社名	事業所名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額（百万円）	既支払額（百万円）			
イー・モバイル(株)	本社（東京都港区）	モバイル事業	通信設備等	28,745	5,564	自己資金	平成22年7月	平成23年3月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式または第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,507,312	3,507,771	東京証券取引所 (市場第一部)	—
第1種優先株式	25	25	—	(注) 5
計	3,507,337	3,507,796	—	—

(注) 1 当社とイー・モバイルの株式交換に伴い、平成22年7月1日付で2,055,963株の当社普通株式を発行いたしました。

2 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

3 当社は、普通株式のほか、第1種優先株式を発行しております。

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない旨定めております。

なお、普通株式及び第1種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。

4 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを設けておりません。

5 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

(ア) 第1種優先配当金

① 当社は、各事業年度にかかる期末配当金(定款第43条第1項において定義する。)の支払いについて、普通株式その他の配当に関して第1種優先株式に劣後する株式(以下まとめて「劣後株式」という。)を有する株主(以下「劣後株主」という。)に対する期末配当金の支払いに先立ち、当該事業年度の末日(以下、第1種優先配当金にかかる「基準日」という。)における第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)に対して、第1種優先株式一株につき、その発行価額に6ヶ月円LIBOR(以下に定義する。)に下記のスプレッドを加えた年率(以下「第1種優先株式配当率」という。)を乗じて算出した額(以下「第1種優先配当金額」という。ただし、平成21年3月31日を基準日とする第1種優先配当金(以下に定義する。)については、この額に、払込期日(同日を含む。)から平成21年3月31日(同日を含む。)までの期間につき、1年365日とする日割計算により算出される金額とする。)の期末配当金(以下「第1種優先配当金」という。)(円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)を支払わない限り、劣後株主に期末配当金を支払わない。

「6ヶ月円LIBOR」は、各年4月1日(以下「計算日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在において、テレレート3750ページ(又はこれを承継するサービスの対応する参照ページ。以下同じ。)に表示される6ヶ月円LIBORを指すものとする。ただし、計算日に、6ヶ月円LIBORがテレレ

ート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能となった場合には、当社は計算日に全ての利率照会銀行（当該計算日午前11時の前、最後にテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORを算出するために、そのレートを提供しそれが使用された銀行をいう。以下同じ。）の東京の主たる店舗に対し、計算日の午前11時現在の日本円の6ヶ月のオファードレートの提示を求める。この場合、当社に日本円6ヶ月オファードレートを提示した利率照会銀行が2行以上の場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該オファードレートを提示した利率照会銀行の日本円6ヶ月オファードレートの算術平均値（算術平均値を小数点第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）とする。また、当社に計算日の午前11時現在の日本円6ヶ月のオファードレートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該計算日の前営業日の午前11時現在のテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORとする。当該計算日の前営業日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能の場合には、上記ただし書きの規定を準用する。

「スプレッド」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成21年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：5.0%
- ・平成22年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：6.0%
- ・平成23年3月31日に終了する事業年度及びこれ以降の事業年度のスプレッド：7.0%

- ② 前項の規定にかかわらず、各事業年度において第1種優先株主に対して四半期配当金（定款第44条第2項に定義する。）を支払った場合は、当社は、当該事業年度にかかる期末配当金の支払いについて、劣後株主に対する期末配当金の支払いに先立ち、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額から第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）を減じた額の期末配当金を支払わない限り、劣後株主に対して期末配当金を支払わない。

(イ) 第1種優先四半期配当金

当社は、各事業年度にかかる四半期配当金の支払いについて、劣後株主に対する四半期配当金の支払いに先立ち、当該四半期の末日（以下、第1種優先四半期配当金にかかる「基準日」という。）における第1種優先株主に対し、一株につき第1種優先配当金額の4分の1の金額（ただし、平成20年12月31日を基準日とする第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分子とし、平成20年10月1日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分母とする分数を乗じて算出される金額とする。）の四半期配当金（以下「第1種優先四半期配当金」という。）（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）を支払わない限り、劣後株主に対して四半期配当金を支払わない。

(ウ) 第1種優先配当金の累積

各事業年度において第1種優先株主に対して支払った一株あたりの期末配当金及び四半期配当金の合計額が第1種優先配当金額に達しない場合の不足額（以下「第1種未払優先配当金額」という。）は、翌事業年度以降直ちに累積し、累積した第1種未払優先配当金額（ただし、累積後に第1種優先株主に対して期末配当金又は四半期配当金が支払われた場合には、それを控除した残額。以下「第1種累積未払優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする第1種優先配当金又は第1種優先四半期配当金及び劣後株主に対する剰余金の配当に先立って、第1種累積未払優先配当金を第1種優先株主に対して支払う。

(エ) 利益配当への非参加

当社は、各事業年度にかかる配当について、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額を超えて配当しない。

(2) 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、劣後株主に対する分配に先立ち、第1種優先株式一株につき、その発行価額相当額に第1種累積未払優先配当金額を加えた金額（以下「第1種残余財産分配額」という。）を支払わない限り、劣後株主に残余財産を分配しない。

(イ) 残余財産の分配への非参加

当社は、第1種優先株主に対して第1種残余財産分配額を超えて残余財産の分配をしない。

(3) 譲渡制限

第1種優先株式の譲渡制限に関する規定は定めない。

(4) 議決権

法律上別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式は議決権を有しない。

(5) 株式の取得償還請求権

第1種優先株主は、払込期日から3年を経過した日以降いつでも、当社に対して、取得を希望する日（以下「取得日」という。）の30日前に書面により事前通知することにより、金銭を対価として第1種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得するのと引換えに、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額、（ii）発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.0%（1事業年度毎の複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、（iii）第1種累積未払優先配当金額、及び（iv）発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株式に関して第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が、発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額に120%を乗じた額、及び（ii）第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式償還請求価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、（iv）により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(6) 株式の取得強制償還権

当社は、払込期日から1年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって第1種優先株主の意思に拘わらず、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式強制償還価額」という。）の金銭を交付するのと引換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式強制償還価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額、（ii）発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.5%（1事業年度ごとの複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、（iii）第1種累積未払優先配当金額、及び（iv）発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株主が第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、

「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額に120%を乗じた額、及び（ii）第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式強制償還価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、（iv）により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

- ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② 当社は、第1種優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権（平成13年9月10日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成13年9月10日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	580株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成13年9月30日 至 平成23年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権（平成14年2月25日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成14年2月25日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	765株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年3月22日 至 平成24年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成14年8月6日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成14年8月6日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	293個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,465株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月20日 至 平成24年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成15年1月15日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成15年1月15日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	66個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	330株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成15年8月12日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成15年8月12日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	657個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,285株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年8月13日 至 平成25年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成16年6月29日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成16年6月29日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	6,535個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	32,675株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 139,000円
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 139,000円 資本組入額 69,500円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成16年6月29日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成16年6月29日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	73個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	365株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 134,410円
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月18日 至 平成26年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,410円 資本組入額 67,205円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成17年6月22日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成17年6月22日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	37,772個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	37,772株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 76,565円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 76,565円 資本組入額 38,283円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成17年6月22日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成17年6月22日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	625個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	625株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 80,168円
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 80,168円 資本組入額 40,084円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

当社とイー・モバイルとの間の株式交換契約に基づき、当該株式交換の効力発生日である平成22年7月1日付で、イー・モバイルの新株予約権に代えて交付した新株予約権

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	10,740個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	15,430株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 34,482円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 34,482円 資本組入額 17,241円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	44,909個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	64,948株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 51,724円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 51,724円 資本組入額 25,862円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	3,011個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,336株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,620円 資本組入額 29,310円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	216株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,620円 資本組入額 29,310円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	1,944個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,776株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年12月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,620円 資本組入額 29,310円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	2,520個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,608株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成29年4月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	18,729個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	27,057株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成30年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	5,105個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,286株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成31年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	72株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成31年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 上記新株予約権の目的である株式は、いずれも当社普通株式1.45株であり、「株式の数」には平成22年9月30日現在各被付与者が保有する各新株予約権の数に1.45を乗じて得られた株数の1株未満を切り捨てた数の全被付与者分の合計を記載しております。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(1) 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割を行う場合には、当社は取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権に係る義務と同等の義務を当該存続会社又は当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価格は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、またその他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、取得事由及び譲渡制限等についても、原則として、本新株予約権に準じて承継させるよう努力するものとする。

(2) 当社が株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務と同等の義務を、株式交換契約書または株式移転計画についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

① 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

② 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

③ 権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

④ 行使期間、行使条件、取得事由

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）または株式移転（以上を総して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割計画、新設分割計画、株

式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間

本新株予約権につき定められた新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権につき定められた新株予約権を行使することが出来る期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得

本新株予約権に準じて決定する。

平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づく新株予約権付社債（平成16年6月10日取締役会決議）

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成16年6月28日発行）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	31,141株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 96,333.40円 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月12日 至 平成23年6月14日 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 96,333.40円 資本組入額 48,167.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権付社債の残高	3,000百万円

(注) 1 平成22年5月12日開催の取締役会において決議された当社株主配当及び平成22年7月1日付のイー・モバイルとの株式交換にかかるイー・モバイルの新株予約権者に対する新株予約権発行に伴い、平成22年7月1日より新株予約権の行使価格は調整されました。

- 2 但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における10営業日前の日まで、②本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債の所持人により償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、③買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時または本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社が本社債を消却のために当社に送付した時まで、また④期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

3 繰上償還

- ① 当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、受託会社に対する書面による通知および本新株予約権付社債の要項に定める公告を行った上で、下記の取引のうち法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるもの（但し、当社は各取引を下記各号の順に指向しなければならない。）を行うよう最大限努力しなければならない。

- (a) 本新株予約権付社債の所持人が、本新株予約権の行使期間の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により、当該所持人に、当該所持人がかかる株式交換または株式移転の効力発生直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類および数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換または株式移転により受け取ることのできる種類および数の株式、その他の証券および資産（以下「受領可能資産」という。）を受け取らせることができるようにするため、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する内容の補足信託証書を締結させること。

- (b) 本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i) 本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii) 本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債とを交換することを提案すること、または当社の完全親会社となる会社をして、同社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案させること（この場合、当社はかかる社債の支払を保証しなければならない）。
- (c) 当社の完全親会社となる会社以外の法人をして、本新株予約権付社債の所持人に、同人が有する権利と同等の経済的利益を提供することを提案させること。

上記の各取扱いが法律上可能でなく、もしくは、上記(a) および(b) については実務的に実行可能でない場合、または、上記(b) および(c) に定める提案が行われたが本新株予約権付社債の所持人の全員からかかる提案への承諾を得ることができなかった場合には、当社は、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

平成16年6月28日から平成17年6月27日まで	106%
平成17年6月28日から平成18年6月27日まで	105%
平成18年6月28日から平成19年6月27日まで	104%
平成19年6月28日から平成20年6月27日まで	103%
平成20年6月28日から平成21年6月27日まで	102%
平成21年6月28日から平成22年6月27日まで	101%
平成22年6月28日から平成23年6月27日まで	100%

② 130%コールオプション条項による繰上償還

平成19年6月28日以降、終値が30連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

③ 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払いに関し、本新株予約権付社債の要項に定める追加支払特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の公告を行ってはならない。

④ 本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の期日における繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その選択により、その保有する本社債を平成19年6月28日または平成21年6月28日（以下本号において「償還可能期日」と総称する。）に、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還可能期日前30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して、本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

⑤ 本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の事由の発生に基づく繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所における上場が廃止された場合、または本新株予約権付社債の要項に定める一定の当社の重要な資産の移転が生じた場合には、その選択により、その保有する本社債を、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記上場廃止もしくは移転の生じた日または上記上場廃止もしくは移転についての当社から本新株予約権付社債の所持人に対する通知がなされた日のうち遅い方の日から60日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合には、当社は、上記（注）3①の条件に従って、同①(a)の取引を行うことが法律上不可能であり、又は実務上実行不可能である場合に限り、当社の完全親会社となる会社に対して、本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債に代えて、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i) 本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii) 本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債を交付するよう提案させるために、最大限努力しなければならない（本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案した場合を除く。）。

会社法第238条第2項及び第240条第1項の規定に基づく取締役会決議による新株予約権付社債（平成21年12月7日及び9日取締役会決議）

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成21年12月29日発行）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	2,129個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	163,365株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 65,160.70円 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年1月12日 至 平成28年12月1日 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 65,160.70円 資本組入額 32,581.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権付社債の残高	10,645百万円

(注) 1 平成22年5月12日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成22年7月1日より新株予約権の行使価格は調整されました。

- 2 但し、①本新株予約権付社債の要項に定める130%コールオプション条項による繰上償還、クリーンアップ条項による繰上償還、税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還又はスクイズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2016年12月1日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日（以下、「基準日」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に従って株主を確定するために定められた基準日以外の日（以下、「その他株主確定日」という。）の東京における2営業日前の日（又は当該基準日若しくはその他株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該基準日又はその他株主確定日（又は当該基準日若しくはその他株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。

3 繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還及びクリーンアップ条項による繰上償還

① 130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、当社普通株式の終値が、連続する30取引日（以下に定義する。）のうち20取引日以上において当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当該20取引日の末日から東京における5営業日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2013年12月20日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a) 下記(注) 4 (イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b) 承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における10営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める償還金額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において(i) 当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り付けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(ニ) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 公開買付者が、当該公開買付けにより、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合（但し、公開買付者が公開買付けの決済直後に保有する当社普通株式の保有株式数、及び、当社が知りうる限りにおいて、適用ある上場廃止に関する規定で定められるその他の者が保有する当社普通株式の保有株式数が、当該事業年度の終了日までに変わらないことを前提とする。）には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けに関する決済の開始日（以下「決済開始日」という。）から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする（但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。））に、当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記(ホ)に定義する。）を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ニ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が決済開始日から180日後の日又は上場廃止の決定日のいずれか早い日より前に生じなかった場合には、当社は、当該いずれか早い日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

当社が上記(ハ)及び本(ニ)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ハ)の規定が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を全て取得する旨の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は当社普通株式の上場廃止日より前で、当該通知の日から東京における10営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする（但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。））に、当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

(ヘ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2013年12月15日に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額に当該日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、上記繰上償還日に先立つ30日以上前にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(上記(注)2に定める制限を前提として)当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日 (注) 1	2,055,963	3,505,572	—	18,418	42,097	49,166
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日 (注) 2	1,765	3,507,337	33	18,451	33	49,199

(注) 1 当社とイー・モバイルの株式交換に伴い、平成22年7月1日付でイーモバイルの各株式1株につき、当社の普通株式1.45株を割り当て、2,055,963株の当社普通株式を発行いたしました。

2 新株予約権（ストックオプション）の権利行使

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

(平成22年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・スリー合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ森タワー46階	876,767	24.99
CENTURY PRIVATE EQUITY HOLDINGS (S) PTE LTD (常任代理人) シティバンク銀行株式会社	60B ORCHARD ROAD #06-18 TOWER 2 THE ATRIUM@ ORCHARD, SINGAPORE 238891 (東京都品川区東品川2丁目3-14シティグループセンター)	204,706	5.83
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人) 香港上海銀行東京支店	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	187,161	5.33
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ワン合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ森タワー46階	158,181	4.51
BLACKSTONE CAPITAL PARTNERS (CAYMAN II) V L. P. (常任代理人) シティバンク銀行株式会社	WALKERS HOUSE SPV LIMITED WALKERS HOUSE, 87 MARY STREET GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, KY1-900 (東京都品川区東品川2丁目3-14シティグループセンター)	157,844	4.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (注) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	130,542	3.72
ノムラ インターナショナル ホンコン リミテッド (F5-108) (常任代理人) 野村證券株式会社	30/F, 2 INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET, CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	111,510	3.17
千本倅生	東京都港区高輪	104,709	2.98
ビーエヌワイエム エスエーエヌ ブイ アジア ハーベスト グローバル サービスーズ リミテッド (常任代理人) 株式会社三菱東京UFJ銀行	PORTCULLIS TRUSTNET, CHAMBERS, P. O. BOX 3444 ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	102,352	2.91
THE BANK OF NEW YORK, TRAEATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人) 株式会社三菱東京UFJ銀行	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	99,211	2.82
計	—	2,132,983	60.81

(注) 1 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 130,542株

2 代表取締役社長のエリック・ガンは、96,908株(2.76%)を保有しています。

3 キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから、平成22年5月12日付(報告義務発生日平成22年4月30日)で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	101,600	7.02
合計	101,600	7.02

- 4 ビーシーピー・ファイブ・ジーピー・エルエルシーから、平成22年7月5日付（報告義務発生日 平成22年7月1日）で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ビーシーピー・ファイブ・ジーピー・エルエルシー	210,908	6.02
合計	210,908	6.02

- 5 コートゥー・オフショア・マスター・ファンド・リミテッドから、平成22年8月5日付（報告義務発生日 平成22年8月3日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
コートゥー・オフショア・マスター・ファンド・リミテッド	119,813	3.42
コート・ケイマン・ファンド・リミテッド	10,964	0.31
コートゥー・マネジメント・エルエルシー	0	0.00
合計	130,777	3.73

- 6 フィデリティ投信株式会社から、平成22年9月14日付（報告義務発生日 平成22年9月7日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	211,001	5.99
エフエムアール エルエルシー	180,464	5.12
合計	391,465	11.12

- 7 エーオーエフ・アルファ・ビーヴィーから、平成22年10月1日付（報告義務発生日 平成22年9月3日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第2四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
エーオーエフ・アルファ・ビーヴィー	81,513	2.32
合計	81,513	2.32

所有議決権数別

(平成22年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・スリー合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ森タワー46階	876,767	25.32
CENTURY PRIVATE EQUITY HOLDINGS (S) PTE LTD (常任代理人) シティバンク銀行株式会社	60B ORCHARD ROAD #06-18 TOWER 2 THE ATRIUM@ ORCHARD, SINGAPORE 238891 (東京都品川区東品川2丁目3-14シティグループセンター)	204,706	5.91
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人) 香港上海銀行東京支店	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	187,161	5.40
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ワン合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ森タワー46階	158,181	4.56
BLACKSTONE CAPITAL PARTNERS (CAYMAN II) V L. P. (常任代理人) シティバンク銀行株式会社	WALKERS HOUSE SPV LIMITED WALKERS HOUSE, 87 MARY STREET GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, KY1-900 (東京都品川区東品川2丁目3-14シティグループセンター)	157,844	4.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	130,542	3.77
ノムラ インターナショナル ホンコン リミテッド (F5-108) (常任代理人) 野村證券株式会社	30/F, 2 INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET, CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	111,510	3.22
千本倅生	東京都港区高輪	104,709	3.02
ビーエヌワイエム エスエーエヌ ブイ アジア ハーベスト グローバル サービスーズ リミテッド (常任代理人) 株式会社三菱東京UFJ銀行	PORTCULLIS TRUSTNET, CHAMBERS, P. O. BOX 3444 ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	102,352	2.95
THE BANK OF NEW YORK, TRAEATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人) 株式会社三菱東京UFJ銀行	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	99,211	2.86
計	—	2,132,983	61.61

(注) 代表取締役社長のエリック・ガンは、当社議決権96,908個(2.79%)を保有しています。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 25	—	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 45,591	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,461,721	3,461,721	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,507,337	—	—
総株主の議決権	—	3,461,721	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が49株 (議決権49個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
イー・アクセス株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目 10番1号	45,591	—	45,591	1.30
計	—	45,591	—	45,591	1.30

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	82,400	78,400	68,800	59,500	63,700	65,300
最低 (円)	68,200	60,800	56,100	51,800	54,500	60,800

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 (市場第一部) におけるものであります。

第1種優先株式

当社第1種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、本四半期報告書提出日までにおいて役員の変動はありません。

なお、前事業年度の有価証券報告書の提出日現在において持分法適用関連会社 (本四半期報告書提出日現在、当社連結子会社) のイー・モバイルの代表取締役会長兼CEOでありました千本倅生氏及び同社代表取締役社長兼COOでありましたエリック・ガン氏は、本四半期報告書提出日現在、それぞれ同社代表取締役会長及び代表取締役社長に就任しております。また、前事業年度の有価証券報告書の提出日現在において当社及びイー・モバイルの取締役を兼務しておりましたアンクル・サブ氏及びジュリアン・ホーン・スミス氏は本四半期報告書提出日現在、イー・モバイルの取締役を辞任しております。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）については、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社は、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を完全親会社、持分法適用関連会社であったイー・モバイルを完全子会社とする株式交換の方法により経営統合（以下、本経営統合といたします。）を行いました。

本経営統合は、当社を完全親会社、イー・モバイルを完全子会社とする統合であります。また、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は、イー・モバイルが当社を取得したものとす「逆取得」に該当いたします。本経営統合により当社の四半期連結財務諸表は下記となっております。

なお、本経営統合の詳細につきましては第5『経理の状況』1『四半期連結財務諸表等』『注記事項』（企業結合等関係）に記載しております。

- ① 当第2四半期連結会計期間末の『四半期連結貸借対照表』及び関連する『注記事項』には、本経営統合後の当社及びイー・モバイルの連結後の財政状態が反映されています。
- ② 当第2四半期連結累計（会計）期間の『四半期連結損益計算書』及び関連する『注記事項』における金額は、イー・モバイルの第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日）6ヶ月分の経営成績に、当社の第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日）3ヶ月分の経営成績を連結した金額となっております。
- ③ 当第2四半期連結会計期間末及び当第2四半期連結累計期間の『注記事項』（株主資本等関係）に関して、前期末残高はイー・モバイルの前期末残高を開示しております。このため、前連結会計年度の連結会計年度末残高と当第2四半期連結累計期間の前期末残高は連続しておりません。
- ④ 当第2四半期連結累計期間の『四半期連結キャッシュ・フロー計算書』及び関連する『注記事項』における金額は、当第2四半期連結累計期間の現金及び現金同等物の期首残高はイー・モバイル（取得企業）の期首残高となっております。このため、前連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高と当第2四半期連結累計期間の現金及び現金同等物の期首残高は連続しておりません。

また、当第2四半期連結累計期間の『四半期連結キャッシュ・フロー計算書』及び関連する『注記事項』における金額は、イー・モバイルの第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日）6ヶ月分のキャッシュ・フローに、当社の第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日）3ヶ月分のキャッシュ・フローを連結した金額となっております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 73,968	26,110
売掛金	※2 28,269	10,880
商品	※2 11,280	106
その他	41,521	8,623
貸倒引当金	△3,825	△10
流動資産合計	151,213	45,709
固定資産		
有形固定資産		
機械設備(純額)	10,315	10,234
無線通信設備(純額)	98,576	—
その他(純額)	28,892	5,702
有形固定資産合計	※1, ※2 137,782	※1 15,936
無形固定資産		
のれん	10,454	—
その他	※2 50,815	2,614
無形固定資産合計	61,269	2,614
投資その他の資産		
その他	21,804	※2 22,180
貸倒引当金	△193	—
投資その他の資産合計	21,611	22,180
固定資産合計	220,662	40,730
繰延資産	12	425
資産合計	371,887	86,864
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,599	2,098
短期借入金	※3 23,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※3 58,352	※3 2,854
1年内償還予定の社債	5,048	1,848
未払金	12,997	3,089
未払費用	6,394	5,988
未払法人税等	3,071	2,899
引当金	—	107
その他	15,288	5,251
流動負債合計	125,749	24,134

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
固定負債		
社債	22,683	26,126
長期借入金	※3 139,940	※3 19,075
その他	13,745	4,373
固定負債合計	176,368	49,575
負債合計	302,118	73,709
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,451	18,392
資本剰余金	168,378	9,082
利益剰余金	△114,208	△14,862
自己株式	△2,821	—
株主資本合計	69,799	12,612
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△4	8
繰延ヘッジ損益	△25	28
評価・換算差額等合計	△30	36
少数株主持分	—	507
純資産合計	69,770	13,155
負債純資産合計	371,887	86,864

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	42,784	83,050
売上原価	24,558	33,783
売上総利益	18,226	49,267
販売費及び一般管理費	※1 7,828	※1 40,870
営業利益	10,397	8,397
営業外収益		
受取利息	36	20
受取配当金	2	2
その他	27	23
営業外収益合計	65	45
営業外費用		
支払利息	1,075	4,151
持分法による投資損失	5,133	—
その他	98	918
営業外費用合計	6,306	5,068
経常利益	4,156	3,374
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	1
負ののれん発生益	467	—
社債償還益	238	—
その他	123	—
特別利益合計	828	1
特別損失		
固定資産除却損	299	72
投資有価証券評価損	15	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	83
その他	38	—
特別損失合計	352	155
税金等調整前四半期純利益	4,632	3,220
法人税、住民税及び事業税	1,973	1,604
法人税等調整額	1,838	100
法人税等合計	3,812	1,704
少数株主損益調整前四半期純利益	821	1,516
少数株主利益	92	—
四半期純利益	729	1,516

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	21,368	48,150
売上原価	12,223	19,910
売上総利益	9,145	28,240
販売費及び一般管理費	※1 3,683	※1 22,164
営業利益	5,462	6,076
営業外収益		
受取利息	15	16
受取配当金	2	2
その他	7	19
営業外収益合計	24	37
営業外費用		
支払利息	547	2,219
持分法による投資損失	2,554	—
その他	48	422
営業外費用合計	3,150	2,641
経常利益	2,337	3,473
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	1
社債償還益	134	—
その他	7	—
特別利益合計	141	1
特別損失		
固定資産除却損	213	46
投資有価証券評価損	5	—
その他	38	—
特別損失合計	256	46
税金等調整前四半期純利益	2,222	3,428
法人税、住民税及び事業税	956	1,593
法人税等調整額	1,008	100
法人税等合計	1,964	1,693
少数株主損益調整前四半期純利益	259	1,735
少数株主損失(△)	△9	—
四半期純利益	267	1,735

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,632	3,220
減価償却費	3,818	15,315
のれん償却額	—	268
負ののれん発生益	△467	—
社債償還益	△238	—
固定資産除却損	299	72
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	83
その他の損益(△は益)	13	226
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△22	395
受取利息及び受取配当金	△38	△23
支払利息	1,075	4,151
支払手数料	—	670
持分法による投資損益(△は益)	5,133	—
持分法適用会社への未実現利益調整額	△185	—
売上債権の増減額(△は増加)	854	△627
たな卸資産の増減額(△は増加)	140	1,413
その他の資産の増減額(△は増加)	△3,716	5,189
仕入債務の増減額(△は減少)	△1,342	49
未払金の増減額(△は減少)	△372	△3,085
未払費用の増減額(△は減少)	4	135
引当金の増減額(△は減少)	△214	—
その他の負債の増減額(△は減少)	3,287	522
小計	12,660	27,973
利息及び配当金の受取額	48	27
利息の支払額	△824	△3,931
法人税等の支払額	△1,382	△25
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,502	24,045
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△2,500
有形固定資産の取得による支出	△2,093	△13,380
無形固定資産の取得による支出	△251	△10,361
子会社株式の取得による支出	△2	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,347	△26,241

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△483	△223
セールス・アンド・割賦バック取引による収入	—	5,468
割賦債務の返済による支出	△753	△5,726
短期借入れによる収入	17,000	20,000
短期借入金の返済による支出	△21,800	△20,000
長期借入れによる収入	4,220	1,491
長期借入金の返済による支出	△333	△27,833
借入手数料の支払額	—	△954
社債の発行による収入	5,866	688
社債の償還による支出	△20,762	△429
自己株式の取得による支出	△154	△2,822
株式の発行による収入	42	—
株式交換前の株式の発行による収入	—	44,833
株式交換後の株式の発行による収入	—	65
配当金の支払額	△1,763	△2,679
少数株主への配当金の支払額	△56	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,976	11,878
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△10,821	9,681
現金及び現金同等物の期首残高	68,541	※1 49,311
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	※1 11,583
現金及び現金同等物の四半期末残高	※2 57,720	※2 70,576

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間

(自 平成22年4月1日

至 平成22年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

当第1四半期連結会計期間末において持分法適用関連会社であったイー・モバイルは、平成22年7月1日の当社との株式交換により当社の子会社となったため、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。なお、四半期連結財務諸表の作成方法については、第5『経理の状況』1 四半期連結財務諸表の作成方法について(2)に記載しております。

当社の子会社である株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合は、会社の規模(総資産及び利益剰余金)、グループ業績への影響割合(売上高及び四半期純損益)、将来性等を勘案して、四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

(追加情報)

上記の新たな事実発生に伴い、以下の新たな会計処理を採用しております。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間(10年)で定額法により償却を行っております。

(2) 変更後の連結子会社の数

1社

2 持分法の適用に関する事項の変更

平成22年7月1日において、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とした株式交換が行われたため、イー・モバイルは持分法適用関連会社ではなくなっております。

当社の非連結子会社である株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合は、会社の規模(利益剰余金)、グループ業績への影響割合(四半期純損益)、将来性等を勘案して、四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲に含めておりません。

この結果、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

3 会計処理基準に関する事項の変更

資産除去債務に関する会計基準等の適用

当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益が34百万円、税金等調整前四半期純利益が117百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は293百万円であります。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

(四半期連結損益計算書)

前第2四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第2四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は19百万円であります。

当第2四半期連結会計期間
(自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日)

(四半期連結貸借対照表)

イー・モバイルとの株式交換を機に表示方法の見直しを行った結果、以下の表示方法の変更を行っております。
前第2四半期連結会計期間末において、投資その他の資産に区分掲記しておりました「関係会社株式」は、当第2四半期連結会計期間末では投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結会計期間末の投資その他の資産の「その他」に含まれる「関係会社株式」は62百万円であります。

(四半期連結損益計算書)

前第2四半期連結会計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第2四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は2百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)														
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 91,533百万円</p> <p>※2 担保資産 連結子会社コミットメントラインに係る担保提供 連結子会社イー・モバイル株式会社の※3コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成22年9月30日現在の同社帳簿価額245,915百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式(平成22年9月30日現在の当社個別財務諸表上の帳簿価額109,641百万円)について担保権が設定されております。担保提供期間及び当第2四半期連結会計期間末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。 (担保提供期間) 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで (担保提供資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">60,058百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">21,629百万円</td> </tr> <tr> <td>商品</td> <td style="text-align: right;">11,247百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">104,449百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">48,532百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">245,915百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	60,058百万円	売掛金	21,629百万円	商品	11,247百万円	有形固定資産	104,449百万円	無形固定資産	48,532百万円	合計	245,915百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 43,952百万円</p> <p>※2 担保資産 関連会社コミットメントラインに係る担保提供 関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行34行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末日の同社の借入実行額は219,950百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成22年3月31日現在の同社帳簿価額233,383百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当連結会計年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。 (担保提供期間) 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで (担保提供資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イー・モバイル社株式</td> <td style="text-align: right;">5,582百万円</td> </tr> </table> <p>なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は50,016百万円であります。 なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成22年3月31日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触しておりません。</p>	イー・モバイル社株式	5,582百万円
現金及び預金	60,058百万円														
売掛金	21,629百万円														
商品	11,247百万円														
有形固定資産	104,449百万円														
無形固定資産	48,532百万円														
合計	245,915百万円														
イー・モバイル社株式	5,582百万円														

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※3 借入枠等の実行状況</p> <p>(1) 当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額11,333百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠（コミットメントライン）及び取引銀行1行と総額23,704百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠（コミットメントライン）を有しております。また、取引銀行1行と総額7,422百万円、借入期間最長5年10ヶ月の分割実行型タームローン契約を締結しております。当第2四半期連結会計期間末の借入実行額はそれぞれ11,333百万円、16,399百万円、1,060百万円であります。</p> <p>なお、これらのコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p> <p>(2) 連結子会社イー・モバイル株式会社は、運転資金を確保する為に取引銀行37行と総額192,500百万円、借入期間最長7年の借入枠（コミットメントライン）を有しております。当第2四半期連結会計期間末の借入実行額は192,500百万円であります。</p> <p>なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。主な財務制限条項及びオペレーティング制限条項は以下のとおりです。これらの条項に抵触した場合には、当該コミットメントラインに係る有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。</p> <p>なお、平成22年9月30日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。</p> <p>・財務制限条項</p> <p>① 所定のデット・サービス・カバレッジ・レシオ（*1）要件を満たすこと。</p> <p>② 所定のインタレスト・カバレッジ・レシオ（*2）要件を満たすこと。</p> <p>③ 所定のレバレッジ比率（*3）要件を満たすこと。</p> <p>④ 借入期間を通じて、所定の累積損失額を超えないこと。</p> <p>⑤ 借入期間を通じて、正の期末自己資本額を維持すること。</p> <p>*1 デット・サービス・カバレッジ・レシオ： 返済充当可能額÷元利金支払額合計</p> <p>*2 インタレスト・カバレッジ・レシオ：EBITDA（利払前税引前償却前利益）÷金融費用合計</p> <p>*3 レバレッジ比率：（有利子負債残高－現預金残高）÷EBITDA</p> <p>・オペレーティング制限条項</p> <p>① 所定の人口カバー率の要件または所定の基地局累計数の要件を満たすこと。</p> <p>② 所定の加入者数の要件を満たすこと。</p> <p>また、担保資産の状況は※2に記載しております。</p>	<p>※3 借入枠等の実行状況</p> <p>当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額12,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠（コミットメントライン）及び取引銀行1行と総額24,465百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠（コミットメントライン）を設定いたしました。当連結会計年度末の借入実行額はそれぞれ9,000百万円、12,930百万円であります。</p> <p>なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p> <p>また、運転資金を確保するため取引銀行1行と総額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末の借入実行額はありません。</p>

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)								
(3) 連結子会社イー・モバイル株式会社は、モバイル事業の端末購入で必要となる資金の調達を行うため、平成22年7月1日にリース会社4社と新たに割賦販売契約を締結しております。当該契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の契約未実行残高は次のとおりであります。									
<table border="0"> <tr> <td>割賦販売契約限度額の総額</td> <td style="text-align: right;">6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>契約実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,980百万円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">4,020百万円</td> </tr> </table>	割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円	契約実行残高	1,980百万円	<hr/>		差引額	4,020百万円	
割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円								
契約実行残高	1,980百万円								
<hr/>									
差引額	4,020百万円								

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)								
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。								
<table border="0"> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">2,852百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">1,899百万円</td> </tr> </table>	販売促進費	2,852百万円	業務委託費	1,899百万円	<table border="0"> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">28,005百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,310百万円</td> </tr> </table>	販売促進費	28,005百万円	貸倒引当金繰入額	1,310百万円
販売促進費	2,852百万円								
業務委託費	1,899百万円								
販売促進費	28,005百万円								
貸倒引当金繰入額	1,310百万円								

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)								
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。								
<table border="0"> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">1,207百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">880百万円</td> </tr> </table>	販売促進費	1,207百万円	業務委託費	880百万円	<table border="0"> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">14,597百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">573百万円</td> </tr> </table>	販売促進費	14,597百万円	貸倒引当金繰入額	573百万円
販売促進費	1,207百万円								
業務委託費	880百万円								
販売促進費	14,597百万円								
貸倒引当金繰入額	573百万円								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)												
<p>1</p> <p>※2 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>「現金及び現金同等物」の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている「現金及び預金」の金額は一致しております。</p>	<p>※1 企業結合（逆取得）に関する事項</p> <p>イー・モバイルとの株式交換が企業結合会計上の逆取得に該当するため、当第2四半期連結累計期間の現金及び現金同等物の期首残高はイー・モバイル（取得企業）の期首残高となっております。そのため、前連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高と当第2四半期連結累計期間の現金及び現金同等物の期首残高は連続しておりません。</p> <p>(1) 「現金及び現金同等物の期首残高」はイー・モバイルの前期末残高を記載しております。</p> <p>(2) 「株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額」は当社の現金及び現金同等物の第1四半期会計期間末残高を記載しております。</p> <p>※2 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table data-bbox="858 810 1439 956"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>73,968百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△2,500百万円</td> </tr> <tr> <td>拘束性預金</td> <td>△892百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>70,576百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	73,968百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,500百万円	拘束性預金	△892百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>70,576百万円</u>				
現金及び預金勘定	73,968百万円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,500百万円												
拘束性預金	△892百万円												
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>70,576百万円</u>												
<p>3</p>	<p>3 重要な非資金取引の内容</p> <p>イー・モバイルを取得企業とし当社を被取得企業とした株式交換の結果、時価評価後の当社の資産及び負債を引継いでおります。引継いだ資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="858 1212 1439 1437"> <tr> <td>流動資産</td> <td>28,128百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>124,277百万円</td> </tr> <tr> <td><u>資産合計</u></td> <td><u>152,405百万円</u></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>27,300百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>47,838百万円</td> </tr> <tr> <td><u>負債合計</u></td> <td><u>75,138百万円</u></td> </tr> </table> <p>(注) 上記固定資産の額には、被取得企業が企業結合日前から保有する取得企業の株式の額89,435百万円が含まれております。</p>	流動資産	28,128百万円	固定資産	124,277百万円	<u>資産合計</u>	<u>152,405百万円</u>	流動負債	27,300百万円	固定負債	47,838百万円	<u>負債合計</u>	<u>75,138百万円</u>
流動資産	28,128百万円												
固定資産	124,277百万円												
<u>資産合計</u>	<u>152,405百万円</u>												
流動負債	27,300百万円												
固定負債	47,838百万円												
<u>負債合計</u>	<u>75,138百万円</u>												

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	当第2四半期連結累計期間株式交換前増加株式数	株式交換による変動株式数	当第2四半期連結累計期間株式交換後増加株式数	当第2四半期連結会計期間末
普通株式(株)	1,686,872	369,091	1,449,584	1,765	3,507,312
第1種優先株式(株)	—	—	25	—	25
合計	1,686,872	369,091	1,449,609	1,765	3,507,337

- (注) 1. 「株式交換による変動株式数」は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業としてパーチェス法を適用したことによる変動株式数であります。
2. 当第2四半期連結累計期間の開始の日から株式交換日である平成22年7月1日までの期間につきましては「株式交換前」、株式交換日以後平成22年9月30日までの期間につきましては「株式交換後」としております。
3. 「前連結会計年度末」及び「当第2四半期連結累計期間株式交換前増加株式数」はイー・モバイルの株式数(株式交換前から当社が保有するイー・モバイルの株式数控除後)を当社の普通株式数に換算して算定しております。イー・モバイルの株式数の当社の普通株式数への換算方法は、当社とイー・モバイルとの株式交換における交換比率によっております。
4. 株式交換前の普通株式の増加369,091株は、イー・モバイルの第三者割当増資による株式の発行によるものであります。
5. 株式交換後の普通株式の増加1,765株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期連結会計期間末
普通株式(株)	45,591

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第2四半期連結会計期間末残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	868百万円	600円	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	42百万円	1,693,438円	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,609百万円	1,800円	平成22年6月30日	平成22年9月10日
平成22年8月4日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	47百万円	1,862,188円	平成22年6月30日	平成22年9月10日

- (注) 1. 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。
2. 上記支払額は、基準日が株式交換日前に属する当社の配当支払額であるため、株主資本の変動には含まれておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第2四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	692百万円	200円	平成22年9月30日	平成22年12月10日
平成22年11月11日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	47百万円	1,862,188円	平成22年9月30日	平成22年12月10日

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

イー・モバイルを取得企業とし当社を被取得企業とした株式交換の結果、前期末残高はイー・モバイルの前期末残高を開示しております。このため、前連結会計年度の連結会計年度末残高と当第2四半期連結累計期間の前期末残高は連続しておりません。

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	71,754	71,454	△115,724	—	27,484
当第2四半期連結会計期間末までの変動額					
株式交換前の新株の発行	22,500	22,500			45,000
株式交換後の新株の発行	33	32			65
株式交換による変動額(純額)(注)	△75,836	74,391			△1,445
四半期純利益			1,516		1,516
自己株式の取得				△2,821	△2,821
当第2四半期連結会計期間末までの変動額合計	△53,303	96,923	1,516	△2,821	42,315
当第2四半期連結会計期間末残高	18,451	168,378	△114,208	△2,821	69,799

(注) 「株式交換による変動額(純額)」は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業としてパーチェス法を適用したことによる、被取得企業の取得原価と被取得企業が保有していた取得企業株式との差額であります。なお、詳細については、第5『経理の状況』1『四半期連結財務諸表』『注記事項』(企業結合等関係)に記載しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

(単位：百万円)

	モバイル 事業	ネット ワーク 事業	デバイス 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	—	18,290	3,078	21,368	—	21,368
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	55	55	(55)	—
計	—	18,290	3,134	21,424	(55)	21,368
営業利益	—	5,213	249	5,462	—	5,462

前第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

(単位：百万円)

	モバイル 事業	ネット ワーク 事業	デバイス 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	—	36,660	6,125	42,784	—	42,784
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	122	122	(122)	—
計	—	36,660	6,247	42,906	(122)	42,784
営業利益	—	9,958	440	10,397	—	10,397

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス等
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	デバイスの開発及び販売

モバイル事業を営むイー・モバイルは平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことから、売上高及び営業損益は計上されておられません。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「モバイル事業」、「ネットワーク事業」、「デバイス事業」の3つを報告セグメントとしております。

「モバイル事業」は、当社の連結子会社であるイー・モバイルによるモバイル・ブロードバンド通信サービス等を提供しております。「ネットワーク事業」は高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービスを提供しております。「デバイス事業」は通信端末の開発及び販売を行っております。

第5『経理の状況』 1 四半期連結財務諸表の作成方法について (2) に記載のとおり、株式交換による企業結合はイー・モバイルが当社を取得したのものとする「逆取得」に該当いたします。そのため、当第2四半期連結累計期間の『四半期連結損益計算書』は、イー・モバイルの第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日）6ヶ月分の経営成績に、当社の第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日）3ヶ月分の経営成績を連結した金額となっております。

これに伴い、当第2四半期連結累計期間について、イー・モバイルの営む「モバイル事業」は第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日）の6ヶ月分の経営成績、当社の営む「ネットワーク事業」、「デバイス事業」は第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日）の3ヶ月分の経営成績となっております。また、当第2四半期連結会計期間については、「モバイル事業」、「ネットワーク事業」、「デバイス事業」のすべての報告セグメントにおいて第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日）の3ヶ月分の経営成績となっております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

(単位：百万円)

	モバイル事業	ネットワーク事業	デバイス事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	68,700	14,350	—	83,050	—	83,050
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	699	1,338	2,188	4,225	△4,225	—
計	69,399	15,688	2,188	87,275	△4,225	83,050
セグメント利益	4,049	4,580	31	8,660	△262	8,397

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

(単位：百万円)

	モバイル事業	ネットワーク事業	デバイス事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	33,800	14,350	—	48,150	—	48,150
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	699	1,338	2,188	4,225	△4,225	—
計	34,499	15,688	2,188	52,375	△4,225	48,150
セグメント利益	1,728	4,580	31	6,338	△262	6,076

(注) 1. セグメント利益の調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

利益	当第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結会計期間
セグメント間取引消去	6	6
のれんの償却額	△268	△268
合計	△262	△262

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第2四半期連結会計期間において該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第2四半期連結会計期間において、当社及びイー・モバイルは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、株式交換による経営統合を実施いたしました。これに伴い新たにのれんが10,723百万円発生しておりますが、当該のれんは報告セグメントごとの配賦が不能であることから全社資産、全社費用として取り扱っております。

(重要な負ののれん発生益)

当第2四半期連結会計期間において該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

イー・モバイルを取得企業とし当社を被取得企業とした株式交換の結果、当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の資産及び負債の期首残高はイー・モバイルの期首残高となっております。そのため、金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められます。

(百万円)

		四半期連結貸借対照表 計上額(※1)	時価	差額
(1)	現金及び預金	60,058	60,058	—
(2)	売掛金	21,648	21,648	—
(3)	その他(未収入金)(※3)	47,220		
	貸倒引当金(※2)	△181		
		47,038	46,994	△44
	資産合計	128,745	128,701	△44
(4)	その他(割賦未払金)(※4)	23,800	23,936	136
(5)	短期借入金	20,000	20,000	—
(6)	長期借入金(※5)	172,500	172,500	—
	負債合計	216,300	216,436	136

(※1) 四半期連結貸借対照表計上額は、当第2四半期連結会計期間末の四半期連結財務諸表上のイー・モバイルの帳簿価額を記載しております。

(※2) 未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 流動資産の「その他」に含まれる未収入金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる長期未収入金を含めております。

(※4) 流動負債の「その他」に含まれる割賦未払金及び固定負債の「その他」に含まれる長期割賦未払金を含めております。

(※5) 1年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(3) その他(未収入金)

これらの時価は、引当金を控除することにより信用リスクを加味し、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(負債)

(4) その他(割賦未払金)

これらの時価は、元利金の支払予定額を、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらは変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、イー・モバイルの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間

(自 平成22年7月1日

至 平成22年9月30日)

取得による企業結合

当社は、平成22年3月31日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるイー・モバイルとの間で、株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）の方法による経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を実施することを決議し、同日付でイー・モバイルとの間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました（平成22年5月12日付で株式交換契約の変更に関する覚書を締結）。また、その後同契約は平成22年6月24日開催の当社定時株主総会並びに平成22年6月25日開催のイー・モバイル定時株主総会及び種類別株主総会の承認を経て、平成22年7月1日を効力発生日として、本株式交換を実施しております。

1 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

イー・アクセス株式会社 電気通信事業

本株式交換は当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とするものでありますが、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はイー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業として、パーチェス法を適用しております。

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及びイー・モバイルは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本経営統合を実施することといたしました。

(3) 企業結合日

平成22年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

本株式交換に伴う商号の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換後の当社における株式交換前の当社株主及びイー・モバイル株主の議決権比率の構成、両社の総資産、売上高等の相対的な事業規模、経営戦略上の事業の重要性及び成長性の要素を総合的に比較検討した結果、実質的に支配を獲得する取得企業はイー・モバイルであると決定いたしました。

2 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
平成22年7月1日から平成22年9月30日まで

3 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	87,990百万円
取得原価	87,990百万円

「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はイー・モバイルが当社議決権を100%取得する会計処理を行っております。また、イー・モバイルは非上場企業であり、当社が上場企業であることから、当社株式の市場価格に基づいて取得の対価を算定しております。

当第2四半期連結会計期間
(自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日)

4 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類及び交換比率

イー・モバイルの普通株式又は各種の優先株式1株に対して、当社の普通株式1.45株を割当交付しております。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は、本経営統合の公正な検討プロセスを担保するために社外取締役のみで構成する独立委員会を設置し、当社の独立委員会は、本経営統合の株式交換比率の公正性を確保するため、グリーンヒル・ジャパン株式会社（以下「グリーンヒル・ジャパン」）に株式交換比率の算定を依頼し、グリーンヒル・ジャパンより平成22年5月22日付で、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式交換比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております。

グリーンヒル・ジャパンは、i) 当社とイー・モバイルの現在の資本関係が継続する場合の、当社及びイー・モバイルの各々の理論株式価値を比較する手法と、ii) 両社が完全経営統合した場合にもたらされるであろう利益及び費用削減効果を想定して、本経営統合前の当社一株当たりの株式価値と、本経営統合後の当社一株当たりの株式価値とを比較して、一株当たり理論株式価値の増減から、株式交換比率の妥当性を判断する手法の両方を用いて、交換比率の公正性を判断いたしました。各々の手法において、ディスカウント・キャッシュフロー法及び類似企業比較法等による分析を行っております。

なお、市場株価法については、イー・モバイルが非上場会社であることから、市場における当社との相対評価が困難である事、及び当社が保有するイー・モバイル持分がどの程度当社の株価へ影響を与えているかの算定が不可能である事から、当社の理論株式価値の参考値として使用はしているものの、比率の算出の際には採用しないことといたしました。

(3) 交付した株式数

999,713株

(注) 上記交付株式数については、取得の対価の算定基礎となった、イー・モバイルが交付したものとみなした交付株式数を記載しております。株式交換により当社が実際に交付した株式数は2,055,963株（すべて新規発行）であります。

(4) 株式交換に伴う新株予約権に関する取扱い

イー・モバイルが発行していた新株予約権（ストック・オプション）については、各新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえ、基準時のイー・モバイルの新株予約権原簿に記載又は記録されている各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付しております。交付した新株予約権の目的となる株式の数は127,424株であります。

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

10,723百万円

(2) 発生原因

被取得企業である当社の取得原価が、企業結合日時点における当社の時価純資産額（取得した資産及び引受けた負債に配分された純額）を上回ったため、その超過額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

償却方法 定額法

償却期間 10年間

6 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高 14,107百万円

経常利益 3,791百万円

四半期純利益 2,079百万円

なお、影響額の概算額については監査証明を受けておりません。

当第2四半期連結会計期間
(自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日)

7 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	28,128百万円
固定資産	124,277百万円
<u>資産合計</u>	<u>152,405百万円</u>
流動負債	27,300百万円
固定負債	47,838百万円
<u>負債合計</u>	<u>75,138百万円</u>

(注1)資産及び負債の額に、5(1)発生したのれんの金額は含めておりません。

(注2)固定資産の額には、被取得企業が企業結合日より前から保有する取得企業の株式の額89,435百万円が含まれております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
19,419円04銭	6,981円37銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
連結貸借対照表上の純資産の部の合計額	69,770百万円	13,155百万円
普通株式に係る純資産額	67,223百万円	10,106百万円
差額の主要な内訳		
少数株主持分	－百万円	507百万円
優先株式の払込金額	2,500百万円	2,500百万円
優先株式の配当額	47百万円	42百万円
普通株式の発行済株式数	3,507,312株	1,447,496株
普通株式の自己株式数	45,591株	－株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	3,461,721株	1,447,496株

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	449円27銭	1株当たり四半期純利益	566円74銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	57円90銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	559円95銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益	729百万円	1,516百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
優先株式の配当額	85百万円	47百万円
普通株式に係る四半期純利益	644百万円	1,470百万円
普通株式の期中平均株式数	1,433,924株	2,593,425株(注1)
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳	持分法適用関連会社イー・モバイル株式会社の発行する潜在株式(A種優先株式)の普通株式への転換による持分変動に伴う持分法による投資損失の増加 △554百万円	支払利息(税額相当控除後) 50百万円
四半期純利益調整額	△554百万円	50百万円
普通株式増加数	132,102株	120,586株(注2)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(注1) 期中平均株式数の算定上の基礎となる株式数(普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数)のうち、当第2四半期連結累計期間開始の日から株式交換日の前日までの株式数は、当該期間におけるイー・モバイルの株式数(株式交換より前から当社が保有するイー・モバイルの株式数控除後)を当社株式数に換算して算定しております。イー・モバイルの株式数の当社株式数への換算方法は、当社とイー・モバイルとの株式交換における交換比率によっております。

(注2) 一部のストック・オプションにつきましても、期中平均株式数と同様の方法(換算方法を含む)で算定しております。

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益 155円35銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、潜在株式調整後の計算結果が純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 484円33銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 469円89銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益	267百万円	1,735百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 優先株式の配当額	42百万円	47百万円
普通株式に係る四半期純利益	225百万円	1,688百万円
普通株式の期中平均株式数	1,447,387株	3,486,112株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳	持分法適用関連会社イー・モバイル株式会社の発行する潜在株式(A種優先株式)の普通株式への転換による持分変動に伴う持分法による投資損失の増加 △275百万円	支払利息(税額相当控除後) 50百万円
四半期純利益調整額	△275百万円	50百万円
普通株式増加数	35,488株	213,336株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
自己株式の消却 当社は、平成22年11月11日に開催した取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を消却することを決議しております。 ①消却する株式の種類 普通株式 ②消却する株式の数 45,591株 ③消却の時期 平成22年11月30日

2【その他】

平成22年5月12日及び平成22年8月4日開催の取締役会において、平成22年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、また、平成22年11月11日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

株式の種類	当第1四半期会計期間		当第2四半期会計期間	
	普通株式	第1種優先株式	普通株式	第1種優先株式
配当金の総額	2,609百万円	47百万円	692百万円	47百万円
1株当たりの金額	1,800円	1,862,188円	200円	1,862,188円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年9月10日	平成22年9月10日	平成22年12月10日	平成22年12月10日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小林 茂 夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 茂 夫 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 秀 明 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月11日に開催した取締役会において、自己株式の消却を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月11日
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 千本 倅生は、当社の第12期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。